

## 業務規程の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	第90条 第1項 第三号 ア	<p>条文4行目の「電源線」が、新設発電設備等のものか、リプレース発電設備等のものか不明確なため、誤認のない表現とするか、</p> <p>&gt; ~ 変電所または開閉所 ~ と電源線がつながる母線を</p> <p>&gt; ~ 変電所または開閉所 ~ の母線として「電源線」を削除してはどうか。</p>	いただいた御意見を踏まえ、修正いたします。
2	第143条 第1項 第二号	<p>JEPXでのスポット・時間前約定では取引相手は匿名であるため、以下の修正案(下線部を追記)の通り、混雑処理の通知がJEPX経由でも行えるようお願いいたします。</p> <p>【修正案】…託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者及びJEPX並びに…</p>	混雑処理の通知は、JEPXでの前日スポット取引及び1時間前市場取引の約定結果に基づき、混雑処理の対象となった当該事業者に対して、混雑処理された抑制量を送電可否判定を実施している本機関より行っていることから、取引相手が匿名であることと混雑処理は関係なく、間接オークション導入後においても、現行と同様の対応とし、原案どおりとさせていただきます。
3	<p>第143条の2, 第143条の5</p> <p>第144条, 第144条の2</p> <p>(送配電等業務指針 第209条の2 第2項)</p>	<p>第8回 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会 資料4 P. 16に、混雑処理時に前日スポット等の計画潮流は全て同順位で抑制されるものの、※に長期固定電源等は出力維持することが示されているが、業務規程の左記条文からは出力維持されることが読み取れない。送配電等業務指針第209条の2 第2項にその旨記載されてはいるが、本来、業務規程第143条の5(混雑処理の対象外とする計画潮流等)に記載されるべき内容なのではないか。</p> <p>なお、指針と規程の記載に扱いの違いがあるのであれば教示いただきたい。</p>	<p>混雑処理時においても長期固定電源等の出力を維持することは、託送供給等約款に基づく余剰インバランスとして許容されるものであり、混雑処理の対象外とする143条の5の規定に該当しません。(長期固定電源等の計画潮流については、他の約定分と同様に按分抑制により混雑処理されます。)</p> <p>業務規程は、本機関が実施する業務を、送配電等業務指針は送配電等業務に関して電気供給事業者が行う業務を各々規定することを基本としています。</p>
4	同上	<p>第8回 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会 資料4 P. 16に記載されていないが、項番5. の意見に記載のとおり、東北東京間連系線に係る計画策定プロセスにおいて、特定負担者は、長期安定的に容量確保されること、混雑処理時に優位に扱われることが示されていることから、今後、第143条の5に含めるよう、ご検討頂きたい。</p>	連系線整備における特定負担者の取扱いに係る検討の際は、いただいた御意見を参考とさせていただきます。
5	第144条 第3項	<p>本条で承認を受けた電源等は前日スポット市場において、一般送配電事業者買取のFIT電源を含む成行応札の中でも優先的に約定されるとの優遇扱いがされ、市場価格形成の上で大きな影響があるため、以下の修正案(下線部を追記)の通り、透明性確保の観点から承認を受けた電源等保有者と該当する電源等の公表をお願いいたします。</p> <p>【修正案】…電源保有者に対して通知するとともに、承認を受けた電源等保有者と該当する電源等を公表する。</p>	<p>承認を受けた電源等の保有者と当該電源等は当該事業者の営業に係る情報であることから公表は差し控えさせていただきます。</p> <p>なお、承認を受けた電源等は、必ず約定させることで出力を維持する必要があることから、他電源(送配電事業者により市場に投入されるFIT電源を含む。)よりも優先的に成行約定を行うものであり、成行約定以外の約定と比較して落札価格が優遇されるものではありません。</p>

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
6	第147条	承認電源等は前日スポット市場において、一般送配電事業者買取のFIT電源を含む成行応札の中でも優先的に約定されるとの優遇扱いがされ、市場価格形成の上で大きな影響があるため、定期審査においては、承認電源等のマージナルコストが、メリットオーダー上で他の電源に劣後していないことの確認も実施するようお願いいたします。	承認を受けた電源等は、必ず約定させることで出力を維持する必要があることから、マージナルコストに拘らず成行約定を行うものであり、定期審査において、承認電源等のマージナルコストがメリットオーダー上で他の電源に劣後していないことの確認は目的にそぐわないため、原案通りとさせていただきます。 なお、承認を受けた電源等は、必ず約定させることで出力を維持する必要があることから、他電源(送配電事業者により市場に投入されるFIT電源を含む。)よりも優先的に成行約定を行うものであり、成行約定以外の約定と比較して落札価格が優遇されるものではありません。
7	全般、附則 第2条	<p>第8回 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会 資料4 P. 19に「特定負担者の取扱いは今後検討する旨を附則に規定」とあるため、今回、附則の第2条を加えることにより、特定負担者の扱いに該当する部分のルールが全て削除されたものと受け止めているが、今後の検討においては以下に留意頂きたい。</p> <p>東北東京間連系線に係る計画策定プロセスにおいて、参加者に対し、費用負担を行った場合の連系線利用の取扱いとして以下が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 連系線容量を先行的に登録できる。</li> <li>&gt; 連系線同時建設電源からの電力受給又は振替供給に係る契約を、当該契約が継続する限り、長期安定的に容量確保すべき契約として認定する(なお、契約認定を受けた場合、混雑処理での抑制順位が後位に取り扱われる)。</li> </ul> <p>今回のルール改正案では、この扱いが記載されずに、特定負担に係る個所が全て削除されているが、プロセスの参加者は、上記の扱いを受けられることを前提に費用負担を判断しているため、広域系統整備委員会で課題とされた内容(権利の転売等)のルール化の際には、この扱いについても業務規程・送配電等業務指針に確実に反映頂きたい。</p>	いただいた御意見については本機関も認識しているところであり、連系線整備における特定負担者の取扱いに係る今後の検討の際に留意いたします。
8	附則 第3条 第4項	「経過措置対象者」として、「経過措置計画を有する者」とあるが、第8回連系線利用ルールに関する検討会資料2-1 p28の記載によると、「1)原則として、現行ルールの下、既に連系線利用登録を行っている小売事業者を対象とする。2)ただし、連系線利用登録に登録された契約の相手先との間で合意が得られる場合は、当該相手先に付与することも可能とする。」との整理であった。業務規程の記載には、2)の内容が盛り込まれていないため、検討会における整理にもとづき記載すべきではないか。	いただいた御意見を踏まえ、「経過措置計画を有する者」について明確となるように修正いたします。
9	附則 第3条	平成28年度の長期断面の連系線利用に関する計画を経過措置対象となり得る計画として扱うと記載されているが、既に平成29年度の連系線利用計画において減少方向の容量登録がなされているため、経過措置における計画値の上限がいつ(日付)のものとなるのか(平成28年度の計画値になるのか)、明確に記載してはどうか。	平成28年度長期断面の連系線の利用に関する計画を経過措置計画として取り扱うことを規定していることから、経過措置の上限は平成29年度の減少方向は関係ないことが明確なため、原案どおりとさせていただきます。